収入

印紙

契約書作成とコメント等の削除方法について

①テンプレート中の●黒マルの箇所を各自用に書き換えてご利用ください。

②コメントの記載されたオブジェクトは、ページ毎にグループ化していますので、ページ毎にオブジェクトをクリックして Delete キーを押すとページ内は一括削除されます。

**契約書作成のポイント**

1.業務委託は、一般ビジネス用語として浸透していますが、法律的には明確な定義はなく、ビジネスでは、いわゆる「サービス」に該当することがあります。また、このサービスは多種多様で定型的な形がありません。

2.このため、業務委託契約書を作成する場合は、委託者及び受託者双方の合意に基づき、業務の内容（労力、技能、知識等）を明確にすることが重要となります。

3.業務委託契約では、報酬の定め方も多様で、特に継続的なサービス契約などの場合は、固定額、業務量に応じた変動額、金額または割合の逓増または逓減などの方法があります。金銭にかかわる点は、最も揉めやすい点ですので、報酬の金額、計算方法などと併せて、実費等の費用負担についても明確に定めておくことが必要です。

**基本形**

継続的役務提供（7号）の場合は4,000円、請負（2号）の場合は、契約金額に応じて、印紙代がかかります。収入印紙には必ず消印をします。

**業務委託契約書**

株式会社●●●●（以下「甲」という。）と屋号「●●●●」で事業を営む個人事業主●●●●（以下「乙」という。）は、甲の乙への業務委託に関して、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

1. 本契約は、甲が乙に対して、甲の製造販売する商品「●●●●」（以下「本商品」という。）の●●業務を委託するに当たり、その条件を定めることを目的とする。

業務委託する内容について具体的に定めておく必要があります。

（業務内容）

1. 甲が乙に委託する物流業務（以下「本件サービス」という。）は以下の通りとする。

（１）本商品の●●業務

（２）●●●●業務

（３）●●●●業務

（サービスの対価）

1. 甲は、本件サービスの対価として、以下の通りサービス料を支払うものとする。

 　　月額：金●●●●円（消費税別）

２） 乙は、サービス料の他に、本件サービスの提供のために支出した出張費用の実費を甲に請求できるものとする。

３） 甲は、第１項のサービス料および前項の実費負担額を、毎月翌月末日までに乙の指定する口座に振込送金して支払うものとする。なお振込手数料は甲の負担とする。

（報告義務）

1. 乙は、本件サービスの提供に関して、本商品の●●情報、●●情報を毎月甲に報告するものとする。なお甲が乙の報告内容の確認を求める場合、甲は乙の事務所等に立ち入り検査することが出来るものとする。

（契約の履行）

1. 甲および乙は、本件サービスの達成には業務の遂行にあたって甲乙双方の共同作業および分担作業が必要であることを認識し、互いの役割分担に応じ、それぞれの分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の作業の実施についても誠意をもって協力するものとする。

委託者である甲の協力義務（情報提供、事務所等の無償貸与、甲側の人材整備）について、具体的に記載します。「個人情報」が含まれる場合は特に注意が必要です。

（甲の義務および責任）

1. 甲は、乙が本件サービスを提供する上で必要となる甲の保有する情報、資料、その他甲の管理物を、乙の求めに応じて乙に無償で提供または貸与するものとする。

２）甲は、前項に基づき乙に提供する情報に、甲が保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57条、その後の改正を含む）、「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項（JISQ15001：2017）」により定義されるもの）が含まれている場合には、公正かつ適法な手続きのもとに本人より取得し、適法な手続きを経て開示・提供するものとする。

３）乙が本件サービスの提供に際し甲の事務所等を使用する必要がある場合、甲は当該事務所等を乙の求めに応じて乙に無償で貸与する。

４）前項に基づき、乙が甲から貸与された事務所等を利用することに伴い発生する光熱費は、甲の負担とする。

（乙の義務および責任）

1. 乙は、本件サービスと同種のサービスを提供する会社が、同等の条件下で、通常かつ一般に払うべき注意をもって、本件サービスを提供する義務を負う。

２）乙は、本件サービスを提供する上で要求される作業を遂行するために必要な人員を確保する。

３）乙は、本件サービスの提供のために甲から貸与された資料その他甲の管理物を、本件サービス提供に必要な範囲のみで利用するものとし、善良な管理者の注意を持ってこれらを管理するものとする。

４）乙は、乙が甲から貸与された前項の資料その他管理物を、当該資料等の利用目的終了後、すみやかに甲に返却するものとする。

５）乙は、本件サービスを提供する上で甲の事務所等に立ち入る場合には、安全管理、秩序維持等に関する甲の諸規則を遵守するものとする。

（秘密保持）

1. 甲および乙は、相手方の書面による承諾なくして、本契約および個別契約に関連して相手方から秘密である旨を明示の上で開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密に関する情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約および個別契約の契約期間中はもとより、本契約および個別契約終了後も第三者に対して開示、漏洩してはならない。なお、第６条２項に定める個人情報が含まれる情報については、相手方の書面による承諾の有無にかかわらず、第三者に対して開示、漏洩しないものとする。

２）次の各号のいずれか一に該当する情報は、前項の秘密情報から除くものとする。

（１）開示の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受理した当事者の責によらず公知となったもの

（２） 甲または乙が開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの

（３） 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

（４） 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらず独自に開発されたもの

３）第１項の第三者とは、甲または乙の役員、従業員、甲または乙の弁護士、公認会計士その他のアドバイザーで法令上秘密保持義務を負う者、甲または乙と本件サービスについて秘密保持契約を締結している者、ならびに甲または乙が指定し相手方が同意した者（以下、「従業員等」という。）以外の者をいう。

４）甲および乙は、本件サービスの提供に必要な場合以外には、秘密情報を含む媒体の複製、翻案、翻訳等をしないものとする。

５）甲および乙は、本条の秘密保持義務について、本件サービスに関与する自己の役員及び従業員等に遵守させる義務を負う。

受託者が業務の一部を再委託する可能性がある場合は、再委託の条項を入れておいた方がよいでしょう。この場合、「委託者に事前に承認を得た上で」再委託することが出来ると定めるケースもあります。

業務の内容に知的財産権が絡む場合は、基本契約に記載しておきます。

（再委託）

1. 乙は、本件サービスを提供するに当たり、業務の一部を、乙の責任において第三者に再委託することができる。

２）前項の場合、乙は、当該再委託先に対して、前条に規定する秘密保持のほか再委託業務の遂行について、本契約及び個別契約における乙の義務と同等の義務を負わせるものとする。

（知的財産権）

第10条　甲および乙による本件サービスの提供に関する業務遂行の過程で生ずる本商品に関するあらゆる知的財産権は、すべて甲に属するものとする。

（契約解除）

第11条　甲および乙は、相手方が本契約又は個別契約の条項に違反した場合において、相当期間を定めて催告したにもかかわらずこれが是正されなかったときは、本契約を解除することができる。

２）甲および乙は、相手方に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何ら催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。

（１）甲乙間の信頼関係を損なう重大な過失または背信行為があったとき

（２）支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき

（３）手形交換所の取引停止処分を受けたとき

（４）差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき

（５）解散もしくは事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

（６）自己または自己の役員等が、反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、過去に暴力団構成員であった者、その他これに関連または準ずる者をいう。以下同じ。）と認められるとき、反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき、反社会的勢力を利用したと認められるとき、反社会的勢力に対して資金等を提供し若しくは便宜を供与するなどの関与が認められるとき、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為若しくは暴力行為又はこれに準ずる行為を行ったとき

損害賠償は、「サービス料の範囲内で」と限定する場合と、限定しない場合があります。

（損害賠償）

第12条　甲および乙は、本契約の債務を履行しないこと、前条第２項の各号の一に該当したこと、その他の事由により相手方に損害を与えた場合は、本契約の契約解除の有無に関わらず、当該損害を賠償する責任を負う。ただし当事者の責めに帰することができない事由から生じた損害については、賠償責任を負わないものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第13条　甲および乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約又は個別契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約又は個別契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、若しくは担保に供してはならない。

（契約期間）

第14条　本契約の契約期間は、本契約締結日から３ヶ月とする。

２）本契約は、前項の契約満了１ヶ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了する旨の意思表示のない場合には、自動的に同一条件においてさらに3ヶ月更新されるものとし、以後についても同様とする。

（協議事項）

第15条　甲および乙は、本契約に定めのない事項や本契約の条項に疑義が生じた場合には、そのつど双方協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

（合意管轄）

第16条　甲および乙は、前条による協議にもかかわらず、甲乙間で解決に至らなかった紛争については、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和●●年●●月●●日

住所　●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号

（甲）氏名　　株式会社●●●●

代表取締役　●●●●　　印

住所　●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号

（乙）氏名　　●●●●　　　　　　　印